市町村・一部事務組合名	佐倉市	施設名	佐倉市産業廃棄物最終処分場
	1五石 113		

	観測井名称					No. 6産	廃上流側地下	水(別紙図面	「参照)			基準値
No.	試料採取年月日	R7. 4. 7	R7. 5. 12	R7. 6. 2	R7. 7. 7	R7. 8. 4	R7. 9. 1					奉华 他
1	生物化学的酸素要求量(BOD)	0.5未満	0.5未満	0.8	0.5未満	0.8	1.3					20 mg/l以下
2	化学的酸素要求量(COD)	1. 3	0.8	1. 4	2.4	4.0	2.6					90 mg/I以下
3	電気伝導率	30	29	30	30	31	30					_
4	塩化物イオン	18	28	24	25	24	24					-
5	水素イオン濃度(PH)(水温℃)	7.9(22°C)	7.3(22°C)	7.3(22°C)	7.4(28°C)	7.6(26°C)	7. 4 (28°C)					5.8以上8.6以下
6	アルキル水銀化合物						0.0005未満			 		検出されないこと
7	総水銀						0.00005未満				 	0.0005 mg/l以下
8	カドミウム						0.001未満					0.003 mg/I以下
g	鉛						0.005未満					0.01 mg/l以下
	六価クロム						0.005未満					0.05 mg/l以下
	砒素						0.001未満					0.01 mg/l以下
	全シアン						0.01未満					検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル						0.0005未満					検出されないこと
	トリクロロエチレン						0.002未満					0.01 mg/l以下
	テトラクロロエチレン						0.0005未満					0.01 mg/l以下
	ジクロロメタン						0.002未満					0.02 mg/l以下
	四塩化炭素						0.0002未満					0.002 mg/l以下
	1,2-ジクロロエタン						0.0004未満					0.004 mg/l以下
19	1,1-ジクロロエチレン						0.002未満					0.1 mg/l以下
20	1,2-ジクロロエチレン (シス-1,2-ジクロロ エチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレ ンの合計量)						0.004未満					0.04 mg/l以下
21	1, 1, 1-トリクロロエタン						0.0005未満					1 mg/l以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン						0.0006未満					0.006 mg/l以下
	1,3-ジクロロプロペン						0.0002未満					0.002 mg/l以下
	チウラム						0.006未満					0.006 mg/l以下
	シマジン						0.003未満					0.003 mg/l以下
	チオベンカルブ						0.02未満					0.02 mg/l以下
	ベンゼン						0.001未満					0.01 mg/I以下
	セレン						0.001未満					0.01 mg/l以下
29	1,4-ジオキサン						0.005未満					0.05 mg/l以下
30	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)						0.0002未満					0.002 mg/以下
31	ふっ素						0.1未満					15 mg/l以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						1. 9			 		-
33	ほう素						0.01未満					50 mg/l以下

・※「検出されないこと」とは、『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方 法の定量限界を下回ること(定量下限値未満)をいう。

市町村・一部事務組合名	佐倉市	施設名	佐倉市産業廃棄物最終処分場
	1五石 113		

	観測井名称	No. 7産廃下流側地下水(別紙図面参照)										基準値	
No.	試料採取年月目	R7. 4. 7	R7. 5. 12	R7. 6. 2	R7. 7. 7	R7. 8. 4	R7. 9. 1						奉华 框
	1 生物化学的酸素要求量(BOD)	0.5未満	0.5未満	0.7	0.5未満	0.5未満	1.3						20 mg/l以下
- 2	2 化学的酸素要求量(COD)	7.4	1.6	5. 1	1.9	1.7	2.4						90 mg/I以下
3	電気伝導率	42	41	42	42	43	42						-
4	1 塩化物イオン	27	19	9	21	17	17						-
Ę	水素イオン濃度(PH)(水温℃)	8. 2 (22°C)	7.8(22°C)	7.8(22°C)	7.9(28°C)	7.9(26°C)	7.9(28°C)						5.8以上8.6以下
(6アルキル水銀化合物						0.0005未満						検出されないこと
	7 総水銀						0.00005未満						0.0005 mg/I以下
	3 カドミウム						0.001未満						0.003 mg/l以下
	9 鉛						0.005未満						0.01 mg/l以下
) 六価クロム						0.005未満						0.05 mg/l以下
	1 砒素						0.002						0.01 mg/I以下
	2 全シアン						0.01未満						検出されないこと
13	3 ポリ塩化ビフェニル						0.0005未満						検出されないこと
14	4 トリクロロエチレン						0.002未満						0.01 mg/I以下
	ラトラクロロエチレン 						0.0005未満						0.01 mg/I以下
	5 ジクロロメタン						0.002未満						0.02 mg/I以下
	7 四塩化炭素						0.0002未満						0.002 mg/I以下
	3 1,2-ジクロロエタン						0.0004未満						0.004 mg/I以下
19	9 1, 1-ジクロロエチレン						0.002未満					 	0.1 mg/I以下
	1, 2-ジクロロエチレン(シス-1, 2-ジクロロ) エチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレ ンの合計量)						0.004未満						0.04 mg/以下
	1 1, 1, 1-トリクロロエタン						0.0005未満						1 mg/l以下
	2 1, 1, 2-トリクロロエタン						0.0006未満						0.006 mg/l以下
	3 1,3-ジクロロプロペン						0.0002未満						0.002 mg/l以下
	4 チウラム						0.006未満						0.006 mg/I以下
	シマジン						0.003未満						0.003 mg/I以下
	5 チオベンカルブ						0.02未満						0.02 mg/I以下
	7 ベンゼン						0.001未満						0.01 mg/I以下
	3 セレン						0.001未満						0.01 mg/I以下
29	9 1, 4-ジオキサン						0.005未満						0.05 mg/l以下
30) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)						0.0002未満						0.002 mg/l以下
	1 ふっ素						0.1未満						15 mg/I以下
	2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						1.2						-
33	3 ほう素						0.01						50 mg/l以下

市町村・一部事務組合名	佐倉市	施設名	佐倉市産業廃棄物最終処分場

	観測井名称 No. 1浸透水採取設備(1)(別紙図面参照)											基準値	
No.	試料採取年月日	R7. 4. 7	R7. 5. 12	R7. 6. 2	R7. 7. 7	R7. 8. 4	R7. 9. 1						基华 胆
1	生物化学的酸素要求量(BOD)	0.5未満	0.5未満	1.5	0.5未満	0.7	1.3						20 mg/l以下
2	化学的酸素要求量(COD)	4.3	3. 5	4. 1	4.0	3.8	4.4						90 mg/l以下
3	電気伝導率												-
4	塩化物イオン												-
Ę	水素イオン濃度(PH)(水温℃)												5.8以上8.6以下
6	アルキル水銀化合物						0.0005未満						検出されないこと
7	総水銀						0.00005未満						0.0005 mg/I以下
8	カドミウム						0.001未満						0.003 mg/l以下
	鉛						0.005未満						0.01 mg/I以下
10	六価クロム						0.005未満						0.05 mg/l以下
11	砒素						0.001未満						0.01 mg/l以下
	全シアン						0.01未満						検出されないこと
13	ポリ塩化ビフェニル						0.0005未満						検出されないこと
14	トリクロロエチレン						0.002未満						0.01 mg/I以下
	テトラクロロエチレン						0.0005未満						0.01 mg/l以下
	ジクロロメタン						0.002未満						0.02 mg/I以下
	四塩化炭素						0.0002未満						0.002 mg/l以下
	1,2-ジクロロエタン						0.0004未満						0.004 mg/l以下
19	1,1-ジクロロエチレン						0.002未満						0.1 mg/l以下
	1,2-ジクロロエチレン (シス-1,2-ジクロロ エチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレ ンの合計量)						0.004未満						0.04 mg/以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン						0.0005未満						1 mg/I以下
	1,1,2-トリクロロエタン						0.0006未満						0.006 mg/I以下
	1,3-ジクロロプロペン						0.0002未満						0.002 mg/I以下
	チウラム						0.006未満						0.006 mg/I以下
	シマジン						0.003未満						0.003 mg/l以下
	チオベンカルブ						0.02未満						0.02 mg/I以下
	ベンゼン						0.001未満						0.01 mg/l以下
	セレン						0.001						0.01 mg/l以下
29	1,4-ジオキサン						0.005未満						0.05 mg/I以下
30	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)						0.0002未満						0.002 mg/以下
	ふっ素												15 mg/I以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素												-
33	ほう素						0.24						50 mg/l以下

2018/73 ※「検出されないこと」とは、『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方 法の定量限界を下回ること(定量下限値未満)をいう。

市町村・一部事務組合名	佐倉市	施設名	佐倉市産業廃棄物最終処分場
	1五石 113		

	観測井名称					No. 2浸透	水採取設備((2) (別紙図	(面参照)			44.14.14
No.	試料採取年月日	R7. 4. 7	R7. 5. 12	R7. 6. 2	R7. 7. 7	R7. 8. 4	R7. 9. 1					基準値
1	生物化学的酸素要求量(BOD)	0.5未満	0.5未満	1. 3	1. 2	1. 1	2. 7					20 mg/l以下
2	化学的酸素要求量(COD)	4. 1	3, 5	3. 7	3. 7	3. 6	4. 5					90 mg/l以下
	電気伝導率									 		-
	塩化物イオン											-
5	水素イオン濃度(PH)(水温℃)											5.8以上8.6以下
	アルキル水銀化合物						0.0005未満					検出されないこと
7	総水銀						0.00005未満					0.0005 mg/l以下
8	カドミウム						0.001未満			 		0.003 mg/I以下
g	鉛						0.005未満					0.01 mg/l以下
	六価クロム						0.005未満					0.05 mg/I以下
11	砒素						0.001					0.01 mg/l以下
	全シアン						0.01未満					検出されないこと
13	ポリ塩化ビフェニル						0.0005未満					検出されないこと
	トリクロロエチレン						0.002未満					0.01 mg/l以下
	テトラクロロエチレン						0.0005未満					0.01 mg/l以下
	ジクロロメタン						0.002未満					0.02 mg/l以下
	四塩化炭素						0.0002未満					0.002 mg/l以下
	1,2-ジクロロエタン						0.0004未満					0.004 mg/l以下
19	1, 1-ジクロロエチレン						0.002未満					0.1 mg/l以下
20	1,2-ジクロロエチレン (シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量)						0.004未満					0.04 mg/以下
21	1, 1, 1-トリクロロエタン						0.0005未満					1 mg/l以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン						0.0006未満					0.006 mg/l以下
	1,3-ジクロロプロペン						0.0002未満					0.002 mg/l以下
	チウラム						0.006未満					0.006 mg/l以下
	シマジン						0.003未満					0.003 mg/l以下
	チオベンカルブ						0.02未満					0.02 mg/l以下
	ベンゼン						0.001未満					0.01 mg/l以下
	セレン						0.001未満					0.01 mg/l以下
29	1,4-ジオキサン						0.005未満					0.05 mg/l以下
30	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)						0.0002未満					0.002 mg/以下
31	ふっ素											15 mg/l以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素									 		-
33	ほう素						0.06					50 mg/l以下

・※「検出されないこと」とは、『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方 法の定量限界を下回ること(定量下限値未満)をいう。